

福岡市立霊園 利用の手引

市立霊園の利用にあたっては、福岡市立霊園条例、福岡市立霊園条例施行規則などによる決まりがありますので、この手引をよくお読みのうえ、正しく利用してください。

この手引は、利用許可証と一緒に大切に保管してください。

目 次

ページ

1 市立霊園利用許可証について.....	2
2 利用権について.....	2
3 利用墓所内の管理について.....	2
4 設備の制限・工事について.....	2
(1) 設備の制限.....	2
(2) 工事の手続き.....	4
5 市立霊園への焼骨の埋蔵・改葬について.....	4
◇改葬手続きについて.....	4
6 市立霊園からの焼骨の改葬について.....	5
7 各種手続きについて.....	5
8 墓所が不用になったとき.....	5
9 管理料について.....	6
10 利用許可の取消ならびに利用権の消滅について.....	6
(1) 利用許可の取消.....	6
(2) 利用権の消滅.....	6
11 霊園の開園時間.....	7
12 市役所霊園窓口及び各霊園管理事務所の連絡先.....	7

福岡市役所 市立霊園窓口

1 市立霊園利用許可証について

「市立霊園利用許可証」は、墓所の利用権を示す唯一の証書です。墓所に焼骨を埋蔵、改葬する場合や墓所の利用者変更（承継）などの手続きに必要です。必ず利用許可を受けた人（利用者）が大切に保管してください。

2 利用権について

利用墓所は利用者に永久的利用を認めるもので、承継予定者が承継するほかは、利用権を第三者に譲渡したり、利用地を転貸したりすることはできません。

3 利用墓所内の管理について

利用墓所内の清掃、墓石や植栽などの維持管理は、利用者が行ってください。清掃の際は隣接利用者の迷惑にならないようにお願いします。また、お供えの食べ物はお持ち帰りください。

4 設備の制限・工事について

(1) 設備の制限

墓碑などを設置する場合は、下記のことを守ってください。

○普通墓所

- ・利用する区画をはっきりさせるために囲障（囲い）を設置しなくてはなりません。
- ・墓碑などを建てる場合は次の制限があります。
 - ア 墓碑及びこれに類する設備の高さは、2.5メートル以内（ただし平尾霊園については4.5メートル以内）とし、囲障の高さは1.5メートル以内とします。
 - イ 盛土の高さは、0.35メートル以内とします。
 - ウ 植木は灌木類とし、その高さは利用地の最短径を超えることができません。
- ・墓所内に複数の墓碑を建てることは可能です。

○芝生墓所

- ・埋蔵場所にはカロート（地下納骨施設）が既に設置されており、カロートの改造はできません。また、散水設備の現状を変更してはいけません。
- ・墓碑を建てる場合は、3タイプの標準型（別図第1）を定めており、次の制限があります。
 - ア 墓碑の大きさ及び形状は、別図第2のとおりです。
 - イ 墓標の大きさ及び形状は、別図第3のとおりです。
 - ウ 墓碑、墓標及び香台は各1基とし、花立ては2基とします。
 - エ 墓碑、墓標、香台及び花立ての台は石製とし、花立ては金属製又は石製とします。
 - オ 墓碑、墓標、香台及び花立ては、指定する位置に設置しなければなりません。
- ・生け垣、土盛り、仕切り、植樹、草花の植栽はできません。

※芝生墓所の設備の基準

別図第1



Aタイプ A TYPE grave

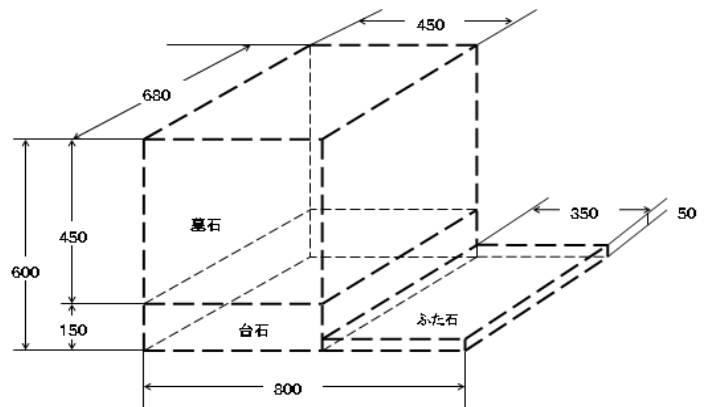


Bタイプ B TYPE grave



Cタイプ C TYPE grave

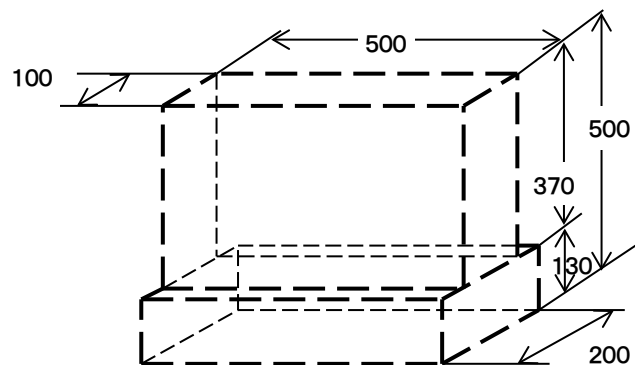
別図第2



墓碑の基準

- ※ 墓碑の大きさは、上図の点線内に収めなければなりません。(単位：ミリメートル)
- ※ 香台及び花立ては、ふた石の上部に設置し、ふた石の幅、奥行及び高さ250ミリメートルを超えることはできません。
- ※ 防水、防虫のために砕石を設置する場合は、墓碑の高さを上記からさらに150ミリメートル追加することができます。

別図第3



墓標の基準

- ※ 墓標の大きさは、下図の点線内に収めなければなりません。(単位：ミリメートル)

(2) 工事の手続き

工事を行うときは、事前に市役所霊園窓口又は各霊園管理事務所に「霊園一時使用許可申請書」を提出して、一時使用料を納入してください。

また、工事が完了したときは、霊園管理事務所の検査を受け、「霊園内工事完了届」を提出してください。

- お彼岸、お盆、年末年始、日曜日及び祝日は、事故防止のため工事はできません。
- 使用期間は1月を超えることはできません。
- 一時使用料は墓所の面積、工事の内容及び使用期間に応じ定めます。

墓碑建立工事では、墓所面積が6㎡未満は3,720円、6㎡以上20㎡未満は6,200円、20㎡以上は9,920円です（1㎡未満は1㎡とみなします）。

5 市立霊園への焼骨の埋蔵・改葬について

市立霊園に焼骨を埋蔵する場合は、霊園管理事務所に下記の①～③を持参して「埋蔵・改葬届」を提出してください。（埋蔵届の用紙は霊園管理事務所にあります）

- ①霊園利用許可証 ②印鑑（本人が自署する場合は不要） ③死体（胎）埋・火葬許可証*

※①の霊園利用許可証をなくしている場合で、埋蔵まで時間がない場合は、管理料の納付書（納入通知書）や口座振替通知書（納入通知書）を提示してください。ただし、許可証の再交付手続きが必要となります。

※すでに他の墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている焼骨を市立霊園に納める場合は、上記③の書類が「改葬許可証」になります。下記の手続きによりあらかじめ改葬の許可を得てください。

◇改葬手続きについて

すでに他の墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている焼骨を市立霊園に移すときは、「改葬許可証」が必要です。

改葬許可証は、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で発行しますので、各市町村役場にお問い合わせください。

なお、大まかな流れは次のとおりです。

①埋蔵証明書の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂の管理者から、「埋蔵証明書」を発行してもらいます。

②改葬許可証の発行

①の「埋蔵証明書」を添えて、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で申請し、「改葬許可証」の交付を受けてください。

③焼骨を引き取る

②の「改葬許可証」を提示して、現在焼骨がある墓地や納骨堂から焼骨を引き取ります。

なお、土葬骨の場合は焼骨にしてください。

④焼骨を埋蔵、収蔵する

市立霊園に焼骨を納骨します。このとき、「改葬許可証」を霊園管理事務所に提出してください。

6 市立霊園からの焼骨の改葬について

○ 市立霊園から他の墓所等への改葬手続きは次のとおりです。

①埋蔵証明書の発行

市役所霊園窓口又は各霊園管理事務所に「埋蔵証明申請書」及び「埋蔵証明書（改葬許可申請書）」を提出し、「埋蔵証明書」の発行を受けてください。（改葬許可申請書の下部が埋蔵証明書になっています。）

②改葬許可証の発行

①の「埋蔵証明書」を下記の区役所窓口へ提出して、「改葬許可証」の交付を受けてください。

- 平尾霊園 → 南区役所生活環境課（南区塩原 3-25-1 南区役所別館 1 階）
- 三日月山霊園 → 東区役所生活環境課（東区箱崎 2-54-2 東区役所 2 階）
- 西部霊園 → 西区役所生活環境課（西区内浜 1-4-1 西区役所 3 階）

③焼骨を引き取る

②の「改葬許可証」を霊園管理事務所に提示して、市立霊園の墓所から焼骨を引き取ります。

④焼骨を埋蔵、収蔵する

新しい墓地や納骨堂に焼骨を納骨します。このとき「改葬許可証」を墓地や納骨堂の管理者に提出してください。

7 各種手続きについて

次の場合は、すみやかに市役所霊園窓口又は各霊園管理事務所で手続きをしてください。郵送申請をご希望の場合は、市役所霊園窓口にお問い合わせください。

申請書は、市役所霊園窓口又は各霊園管理事務所で配布、または霊園ホームページからダウンロードできます。

- ◇利用者が亡くなり、利用者の変更をするとき（利用権承継）
- ◇利用者や承継予定者の住所または住居表示が変わったとき
- ◇利用者や承継予定者の本籍、氏名が変わったとき
- ◇承継予定者を変更（交代）、新規指定したとき
- ◇利用許可証を紛失したとき（利用許可証再交付）

8 墓所が不用になったとき

墓所が不用になったときは、墓石等を解体して更地に戻し、返還の手続きをしてください。

- ・焼骨が埋蔵されている場合は、改葬手続きが必要です。
- ・利用者が死亡している場合は、利用者の変更（利用権承継）をしてから返還手続きをしてください。
- ・利用許可の日から3年以内に墓所を返還するときは、既納の使用料の半額を還付します。なお、管理料の還付はありません。

9 管理料について

管理料は、墓所の区画以外の霊園の共用部分（みなさまが共通にお使いになる霊園の広場、園路、工作物等の各種施設）の清掃その他の手入れにあてるため、毎年1回納入いただくものです。前納はできません。

（1）管理料の金額

- 普通墓所 1㎡につき1年 1,000円（1㎡未満は1㎡とみなします）
 - 芝生墓所 1㎡につき1年 1,200円
- 金額は改定されることがあります。

（2）納入方法

平成31年度から口座振替（一部金融機関のみ）をご利用いただけるようになりました。振替日は4月30日（休日の時は翌営業日）で、振替額は、毎年4月上旬にお送りする通知書でお知らせします。なお、口座変更などにより振替依頼書が必要になった場合は、市役所霊園窓口にお問い合わせください。

また、口座振替ができない方には、毎年4月上旬にその年度の管理料納入通知書を発送します。納入期限は4月30日（休日の時は翌営業日）となりますので、管理料納入通知書裏面に記載された納入場所で納めてください。

なお、残高不足などにより口座振替ができなかった場合や、納入通知書で期限までに納めなかったときは、督促状をお送りしたり、延滞金を納めなくてはならない場合があります。

10 利用許可の取消ならびに利用権の消滅について

（1）利用許可の取消

次の場合は利用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- ア 許可を受けた目的以外に利用したとき
- イ 利用権を譲渡し又は利用地を転貸したとき
- ウ 所定の管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき
- エ 利用の許可を受けた日から3年を経過してもお墓を建立しないとき
- オ 福岡市立霊園条例または同施行規則に違反したとき

（2）利用権の消滅

次の場合は利用権が消滅します。

- ア 利用者が死亡し又は利用者である法人が解散した場合、祭祀を承継する者が2年以内に利用者変更（承継）の申請をしないとき
- イ 利用者の住所が不明のため管理料の納入通知書の送達が不能となった日から7年を経過したとき

11 霊園の開園時間

※年中無休です

期間	開園時間
1月, 2月	午前9時～午後5時
3月, 4月	午前9時～午後6時
5月, 6月, 7月*, 8月*	午前9時～午後7時
※7月16日～8月15日	午前7時～午後7時
9月, 10月	午前9時～午後6時
11月, 12月	午前9時～午後5時

12 市役所霊園窓口及び各霊園管理事務所の連絡先

名称	所在地	連絡先
市役所霊園窓口	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 (福岡市役所4階)	TEL 092-711-4869 FAX 092-401-0025
平尾霊園管理事務所	〒815-0071 福岡市南区平和4丁目1番	TEL 092-531-0655 FAX 092-401-0280
三日月山霊園管理事務所	〒813-0011 福岡市東区大字香椎402番地1	TEL 092-662-7429 FAX 092-405-0023
西部霊園管理事務所	〒819-0038 福岡市西区大字羽根戸765番	TEL 092-811-1733 FAX 092-400-0035

福岡市役所 霊園窓口

令和2年4月改定